（その１）

収　支　報　告　書

平成　25年分
（平成　年　月　日開催分）

（ふりがな）さがいしんのかい
1　政治団体の名称
佐賀維新の会

2　主たる事務所の所在地
佐賀県佐賀市高木瀬東2-5-41

3　代表者の氏名
原口一博

4　会計責任者の氏名
山本末弘

事務担当者の氏名　山本末弘
（電話）0952-63-0521
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　原口一博
公職の種類　衆議院議員

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

26.5.30
佐賀県選挙管理委員会

備考１．「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。
２．「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。
３．「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、１月１日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
４．「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。
５．「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
６．「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、１月１日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額 ……				0
（前年からの繰越額） ……				0
（本年の収入額） ……				0
支　出　総　額 ……				0
翌年への繰越額 ……				0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金　額 ……				0
員　数 ……				

(2) 寄　附	金額										備考
ア寄附（イを除く。）の区分		十億		百万			千			円	
(ア) 個人からの寄附									0		
（うち特定寄附）									0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附									0		
(ウ) 政治団体からの寄附									0		
小　計　(ア)＋(イ)＋(ウ)									0		
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕									0		
イ　政党匿名寄附									0		
合　計　（ア＋イ）									0		

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額 十億	百万	千	円	備考
1 経常経費					
(1) 人件費				0	
(2) 光熱水費				0	
(3) 備品・消耗品費				0	
(4) 事務所費				0	
小計				0	
2 政治活動費					
(1) 組織活動費				0	
(2) 選挙関係費				0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					
ア 機関紙誌の発行事業費				0	
イ 宣伝事業費				0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費				0	
エ その他の事業費				0	
(4) 調査研究費				0	
(5) 寄附・交付金				0	
(6) その他の経費				0	
小計				0	
合計				0	

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 5 月 30 日

政治団体の名称　佐賀維新の会

会計責任者の氏名　山本　米弘　㊞

代表者の氏名　　㊞

（備考）

1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記入押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成２６年５月２９日

維新の会
　代表　原口　一博　殿

登録政治資金監査人　福井泰成
登　録　番　号　第３１１０号
研修終了年月日　平成２１年１１月１３日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、維新の会の平成２５年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、維新の会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、維新の会に係る支出はなく、明細書、領収証等、領収証等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関

係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

３　業務制限

維新の会と私との間には、法第１９条１３号５項の規定に違反する事実はない。

また、維新の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以　上